

令和5年7月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和5年7月14日（金）
午前9時～

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治

推進委員	3番	田浦	克吉
推進委員	4番	東	秀光

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可について

議案第21号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第22号 農用地利用集積計画（機構法）の作成について

議案第23号 農用地利用集積計画（中間管理事業特例売買事業）の作成について

議案第24号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第25号 非農地証明書の発行について

4. 報告

① 合意解約に関する報告について

5. その他

(1) 臨時総会について（新任委員と継続委員）

日時：令和5年7月21日（金）午前9時～

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西村 雄次 事務局係長 名越 美希
 事務局主査 先山 照子 任用職員 中野 碧

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和5年7月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会長	おはようございます。先月から今日までで新規就農者を励ます会に呼ばれました。今年、新規就農者になった方が8名いました。皆さん畜産、花、ジャガイモ、キビなど頑張っているようでした。以上です。
事務局	ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。
議長	はい、それでは進めていきたいと思います。議事録署名委員を川畑委員、大福委員、私の3名でいきたいと思います。宜しいでしょうか。 (はいの声) では、議事に入りたいと思います。議案第20号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請を受理したので、次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。
事務局	はい、申請番号1 有償の所有権移転になります。土地の所在が畦布与名原 ○○ 畑 農振農用地 面積が2,059㎡他1筆 合計面積4,075㎡ 譲渡人が大城にお住まいの○○さん譲受人が畦布にお住まいの○○さんです。申請事由がその他の資金の為に農業委員のあっせんによる売買になります。反当り○○万円になります。申請番号2 有償の所有権移転になります。土地の所在が和泊 大赤平 ○○ 畑 農振農用地 面積が2,387㎡ 譲渡人が和泊にお住まいの○○さん譲受人が喜美留にお住まいの○○さんです。申請事由がその他の資金の為に農業委員のあっせんによる売買になります。反当り○○万円になります。申請番号3 有償の所有権移転になります。土地の所在が西原 名原 ○○ 畑 農振農用地 面積が2,467㎡ 譲渡人が国頭にお住まいの○○さん譲受人が国頭にお住まいの○○さんです。申請事由がその他の資金の為に農業委員のあっせんによる売買になります。反当り○○万円になります。申請番号4 有償の所有権移転になります。土地の所在が西原 白島 ○○ 農振農用地 面積が1,983㎡ 譲渡人が西原にお住まいの○○さん譲受人が西原にお住まいの○○さんです。申請事由がその他の資金の為に農業委員のあっせんによる売買になります。反当り○○万円になります。以上です。

議長	はい、補足等あれば説明をお願いします。1番三島委員何かありますか。
三島委員	はい、特にありません。
議長	はい、2番田浦委員何かありますか。
田浦委員	はい、〇〇さんは〇〇さんの息子さんになります。畑の場所は〇〇神社の駐車場に入った所にあり、〇〇さんの倉庫の前に畑があります。以上です。
議長	はい、3番今井委員何かありますか。
今井委員	はい、渡し人の〇〇さんと受け人の〇〇さんは従兄弟で住所も一緒ですが〇〇さんは現在施設に入られています。〇〇さんの畑をずっと〇〇さんが使っていたそうです。以上です。
議長	はい、4番久富委員何かありますか。
久富委員	特にありません。
議長	はい、只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) 無ければ承認しても宜しいでしょうか。宜しければ挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	挙手多数という事で議案第20号を承認したいと思います。 続きまして、17ページの議案第24号からいきたいと思います。農地のあっせん申し出の受理あっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。
事務局	はい、売りのあっせんが1件出ております。整理番号1 土地の所在が後蘭 真佐屋 〇〇 畑 面積が3,016㎡他8,706㎡ 申出者が内城にお住まいの〇〇さんで希望価格は相場をお願いします。との事です。備考欄にも書いてありますが〇〇は抵当権があるそうです。続いて、借りたいのあっせんが1件出ております。整理番号1 土地の所在が上手々知名、喜美留、玉城、和、手々知名、伊延、西原 1,000㎡以上と喜美留 前原 〇〇 畑 面積が2,050㎡申出者が手々知名にお住まいの〇〇さんで希望価格は〇〇～〇〇万円になります。続いて、買いのあっせんが2件出ておりま

	<p>す。整理番号1 土地の所在が和泊 奥川 ○○ 畑 面積が542㎡他1筆合計面積1,781㎡申出者が和泊にお住まいの○○さんで希望価格は相場でございます。との事です。整理番号2 土地の所在が国頭 多葉 ○○ 畑 1,019㎡他2筆合計面積2,098㎡申出者が国頭にお住まいの○○さんで希望価格は全面積○○万円でございます。との事です。以上です。</p>
議長	<p>はい、田浦委員が来てくれていますので21ページの1番からいきたいと思います。田浦委員どうですか。</p>
田浦委員	<p>はい、畑の形を見てもらったら分かるんですが形が悪いので相場的に○○～○○万円じゃないかなと思います。</p>
議長	<p>はい、あっせん価格は○○～○○万円であっせん委員は田浦委員と加納委員でございます。2番の国頭お願いします。</p>
今井委員	<p>はい、盛田委員と現地の確認してきまして、畑の端に木が生えていて面積を合わせても2反はないと思うので希望価格の○○万円は妥当じゃないかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、あっせん価格は希望価格の○○万円であっせん委員は国頭の今井委員、盛田委員、川間委員でございます。18ページの1番村山委員お願いします。</p>
村山委員	<p>はい、申出者の○○さんはご高齢で今は息子夫婦が畑を管理していて他にも畑があるそうでお母さんが元気なうちに畑を整理したいそうです。○○は進入道理が無く、隅っこを通っているそうです。価格は○○～○○万円じゃないかなと思います。</p>
議長	<p>はい、あっせん価格は○○～○○万円であっせん委員は前田委員と村山委員でございます。借りのあっせんはどうですか。</p>
事務局	<p>はい、喜美留○○は所有者が亡くなっているんじゃないかという状況で、そういう場合はどうするかという問い合わせがありました。借り受けたいという希望があれば農業委員会で探索をして所有者不明農地という事で借りることも可能という話をしています。場所は○○団地の上の所で隣の畑は所有者の○○さんの娘さん名義でこの方も亡くなられて今は遊休地化しています。</p>
議長	<p>はい、あっせん委員は上手々知名、喜美留、玉城、和、手々知名、伊延西原であっせん価格は希望価格の○○～○○万円です。喜美留の○○は事務局</p>

	<p>が所有者探索中という事ですのでお願いします。以上ですが何か質問等ありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>無ければあっせん価格を決定し、あっせん委員を選任しても宜しいでしょうか。宜しければ挙手をお願いします。</p>
	(全委員挙手)
議長	<p>挙手多数という事で議案第24号を承認したいと思います。最初に戻りまして議案第21号にいきたいと思います。農用地利用集積計画(基盤法)の作成について旧農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。説明をお願いします。合わせて22号、23号も説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明致します。申請番号1 土地の所在が玉城 前田原 ○○畑 面積が1,952㎡他2筆合計面積7,271㎡ 貸付人が瀬名にお住まいの○○さん借受人が和泊にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日からの10年間の契約になります。申請番号2 土地の所在が瀬名 新田 ○○面積が960㎡他2筆合計面積2,042㎡ 貸付人が瀬名にお住まいの○○さんで借受人が瀬名にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から5年間の契約になります。申請番号3 土地の所在が皆川 大床 ○○畑 面積が2,526㎡他1筆合計面積3,471㎡ 貸付人が東京都にお住まいの○○さんで借受人が古里にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から10年間の契約になります。申請番号4 土地の所在が皆川 松当 ○○面積が3,400㎡他1筆合計面積4,126㎡ 貸付人が皆川にお住まいの○○さん借受人が皆川にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から5年間の契約になります。申請番号5 土地の所在が古里 諏ノ宮 ○○畑 面積が564㎡ 貸付人が神奈川県にお住まいの○○さん借受人が古里にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から10年間の契約になります。申請番号6 土地の所在が古里 名里 ○○畑 面積が2,389㎡ 貸付人が東京都にお住まいの○○さん借受人が古里にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から10年間の契約になります。申請番号7 土地の所在が内城 一増田 畑 ○○面積が4,640㎡他2筆合計面積10,913㎡ 貸付人が鹿児島にお住まいの○○さん借受人が後蘭にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から5年間の契約になります。申請番号8 土地の所在が皆川 大床 畑 ○○面積が1,916㎡他2筆合計面積6,482㎡ 貸付人が古里にお住まいの○○さん貸付人が古里にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から10年間の契約になります。申請番号9 土地の所在が根折 根皿原 畑 ○○面積が2,859㎡他4筆合計面積9,007㎡ 貸付人が根折にお住まいの○○さん借受人が根折にお住まいの○○さんで</p>

	<p>す。令和5年8月1日から10年間の契約になります。申請番号10 土地の所在が内城 栄振 畑 ○○ 面積が2,324㎡他4筆合計面積17,064㎡ 貸付人が内城にお住まいの○○さん借受人が知名町にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から10年間の契約になります。続いて、22号を説明いたします。申請番号1 土地の所在が玉城 長竿 畑 ○○ 面積が1,016㎡他1筆合計面積1,286㎡ 貸付人が玉城にお住まいの○○さん貸付人が玉城にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から6年間の契約になります。申請番号2 土地の所在が西原 上原 畑 ○○ 面積が2,352㎡ 貸付人が大阪市にお住まいの○○さん借受人が喜美留にお住まいの○○さんです。申請番号3 土地の所在が出花 池鎌 畑 ○○ 面積が4,234㎡ 貸付人が喜美留にお住まいの○○さん借受人が出花にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から6年間の契約になります。申請番号4 土地の所在が内城 一増田 畑 ○○ 貸付人が内城にお住まいの○○さん借受人が玉城にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から6年間の契約になります。申請番号5 土地の所在が喜美留 名原 畑 ○○ 面積が1,909㎡他7筆合計面積14,752㎡ 貸付人が国頭にお住まいの○○さん借受人が国頭にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から6年間の契約になります。申請番号6 土地の所在が根折 宇竿原 畑 ○○ 面積が2,064㎡他7筆合計面積15,014㎡ 貸付人が根折にお住まいの○○さん借受人が永嶺にお住まいの○○さんです。令和5年8月1日から10年間の契約になります。続いて、23号説明いたします。申請番号1 土地の所在が皆川 神窪 畑 ○○ 面積が2,007㎡ 譲渡人が鹿児島県の公社で譲受人が玉城にお住まいの○○さんです。引き渡し次期が令和5年8月10日で全面積○○万円になります。以上です。</p>
議長	はい、新規の分の説明をお願いします。3番5番8番徳永委員何かありますか。
徳永委員	はい、全てみなし解消になります。
議長	はい、7番村山委員をお願いします。
村山委員	はい、前耕作者の方が出来なくなってしまったので○○さんが借りるという事になりました。
議長	はい、申請番号9山田委員をお願いします。
山田委員	はい、みなしの解消になります。
議長	はい、22号の2番3番久富委員をお願いします。

久富委員	はい、2番がみなしの解消で3番は畑が遊休地状態で川畑委員が意向を聞いたところ使ってほしいとの事だったので契約することになりました。
議長	はい、5番今井委員お願いします。
今井委員	はい、今までみなしの形で〇〇さんが借りていたんですが所有者からの申し出で契約することになりました。
議長	はい、6番山田委員お願いします。
山田委員	はい、遊休地化していたんですが〇〇さんが貸す気はないという事でしたが〇〇さんに貸す事になりました。整地の為4年間は無償だそうです。
議長	はい、以上ですが質問等ありますか。 (なしの声) 無ければ議案第21号22号23号を承認しても宜しいでしょうか。宜しければ挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	挙手多数という事で議案第21号22号23号を許可したいと思います。 続いて、議案第25号 非農地証明書の発行について 下記の者から非農地証明願いを受理したので、調査員による現地調査内容の報告後に審議を求める。説明をお願いします。
事務局	はい、申請者が西原にお住まいの〇〇さんで申請地が西原名西〇〇面積が246㎡名義人が〇〇さんの亡くなられたお父さんの〇〇さんです。非農地に至った理由並びに現在の管理状況ですが、申請地には(亡父)〇〇が生前中に建築した農用倉庫が3棟建築されている。最初の1棟は平成15年頃に申請地と隣接の土地とにまたがって建築されている。2棟目は平成18年頃に建築され、3棟目は平成19年以降に建築されたと思われる。非農地証明願いに対する調査者の意見といたしまして、申請地は和泊町役場から東へ約4km農用地区域内に位置し、公共事業未整備地区である。「和泊町現況証明書(非農地証明書)交付基準要領第3条第1項第5号」(その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用

	<p>することが出来ないと思込まれる場合)に該当する。以上のことから、申請地は非農地として判断することはやむを得ないものと思われる。以上です。</p>
議長	<p>はい,何か質問等ありますか。 (なしの声) はい,それでは承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数という事で議案第25号を許可したいと思います。 議案は以上になります。報告の合意解約はお目通してください。 その他ですが臨時総会を7月21日(金)午前9時から和泊町役場結いホールでします。終了後,合同研修会をします。 では,以上を持ちまして定例総会を終わります。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和5年7月14日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____